

後見人報酬の助成申請をされる方へ

成年後見制度を利用している方で、*後見人等への報酬を支払うことが経済的な事情により困難な方に対して、報酬の全部又は一部の助成を行います。

* 後見人等 = 成年後見人、保佐人、補助人及び成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

1. 助成の対象となる方・・・成年後見制度を利用している本人 (4親等内の親族が後見人等である場合を除く)

※成年後見監督人等への報酬については、親族後見人であっても、要支援者・親族後見人の方のいずれもが要件に該当する場合に限り助成対象となります。

原則として市内に住所または居住地を有する本人であって、以下の①～③のいずれかに該当する方

①生活保護を受給している方

②中国残留邦人等及び特定配偶者であって支援給付を受給している方

③世帯の年間収入が単身世帯で150万円、2人以上の世帯で200万円以下であり、世帯の現金、預貯金等の資産が150万円、2人以上の世帯で200万円以下に属する方

2. 助成対象となる経費

家庭裁判所が審判により決定した後見人等に対する報酬です。
ただし、上限額を超えた分については、助成対象となりません。

在宅
上限 月額 28,000 円

施設
上限 月額 18,000 円

3. 申請から助成まで

★申請ができる方



- ・本人

- ・本人の後見人等

※申請に係る代理権が成年後見人等に付与されている場合は、
本人は申請できません。

★申請期限

家庭裁判所の報酬付与審判が行われた日の翌日から起算して1年以内です。

4. 申請に必要な書類

- ・真庭市成年後見人等の報酬助成申請書

- ・添付書類

- 報酬付与の審判の決定通知書の写し

- 報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した後見事務報告書の写し

- 報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した資産状況のわかるもの

- 報酬付与の審判のため家庭裁判所に提出した収支状況のわかるもの

- ※代理人または後見人等が申請する場合

- 代理人または後見人等であることを証明する書類または登記事項証明書

- ・上記書類に加え追加書類が必要な場合

- ※要支援者が2人以上世帯の場合

- 要支援者と世帯員の方についての収入・資産等申告書の提出をお願いします。

- ※親族後見人等の成年後見監督人等の報酬助成の場合

- 親族後見人等の方についての収入・資産等申告書の提出をお願いします。

5. 申請書類提出先

★高齢者の方

真庭市地域包括支援センター

〒719-3292 真庭市久世2928番地

電話：0867-42-1079

FAX：0867-42-1305

★知的・精神障がい者の方

真庭市役所 健康福祉部福祉課

〒719-3292 真庭市久世2927-2

電話：0867-42-1581

FAX：0867-42-1369